

はじめに

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

当国家公務員共済組合連合会（KKR）は、組合員の皆様から長期掛金をお預かりする一方、退職された方々の年金を決定し、お支払いする長期給付事業などを行っております。

これらの事業の運営に当たりましては、日頃から組合員の皆様のご理解とご協力を賜り、円滑に行われておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度末における加入共済組合は20組合で、加入共済組合に所属する長期組合員数は約106万人、年金受給権者数は約132万人となっております。

国家公務員の年金制度は、高齢化社会に向けて長期的に安定した運営を図るため、昭和61年に大幅に改正され、その後も、人口の高齢化の一層の進展に対応して、共済年金制度として長期的な安定を図るための見直しが行われてきました。

平成27年10月1日からは、被用者年金制度の一元化により、この共済年金制度が厚生年金制度へ統一され、同時に、従来共済年金の一部であった職域部分の廃止に伴い創設された新たな退職等年金給付制度が開始されています。

これにより、組合員の皆様は、同日から厚生年金保険の被保険者となるとともに、退職等年金給付の対象となる組合員の資格も取得することとなりました。

このような流れの中で、当連合会は、厚生年金の被保険者たる組合員の皆様に、厚生年金制度や退職等年金給付制度に関することやこれらの年金に関する手続きの仕方などを少しでもご理解いただくため、本誌「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付」を作成しました。

将来、年金を受給される上で、本誌が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

最後になりますが、組合員の皆様のより一層のご自愛をお祈り申し上げますとともに、引き続きご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年8月

国家公務員共済組合連合会